（その１）

注意 (1) この表紙に記載する内容は、事務担当者の欄を除き、政治団体に関して届け出た内容と一致すること。
記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

千葉県選挙管理委員会
27.2.23
千選管第　号

収支報告書 （平成 26 年分）

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
☑ 政党の支部	☐ 政党
☐ その他の政治団体(後援会等)	☐ 政治資金団体
☐ その他の政治団体の支部	☐ 政治資金規正法第18条の2第１項の規定による政治団体

（ふりがな）（せいかつのとう と やまもとたろう となかまたち ちばけんだいさんくそうしぶ）

1 政治団体の名称　生活の党と山本太郎となかまたち　千葉県第３区総支部

2 主たる事務所の所在地　千葉県市原市姉崎海岸27

3 代表者の氏名　岡島　一正

4 会計責任者の氏名　片岡　武豊

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	
☑ 同一の都道府県の区域内	

事務担当者の氏名
安部　伸康
（電話）090-2548-4053

国会議員関係政治団体の区分	
（政治資金規正法第１９条の７第１項）	
☑ 第１号に係る国会議員関係政治団体	
☐ 第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	岡島　一正
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院小選挙区（候補者）

資金管理団体の指定の有無	
☑	無
☐	有
（以下　指定有の場合のみ記載）	
公職の種類（現職・候補者の別）	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

【留意事項】
国会議員関係政治団体については，1万円を超える支出を記載し，コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお，すべての領収書を保管すること。

国会議員関係政治団体に関する例の適用期間
☑ 1年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（異動ありの場合のみ以下を記入）
平成26年1月1日　から　平成26年12月　31日　まで

資金管理団体の指定の期間
☐ 1年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（異動ありの場合のみ以下を記入）
平成　年　月　日　から　平成　年　月　日　まで

処理欄（下欄には何も記載しないこと）

団体コード	年分	異動	表番	行番	届出年月日
1 8 3 0 3 0	2 6	1	0 1 0 0	0 0 0	2 7 0 2 2 3

異動：1 新規　2 修正　3 取消

整理番号	翌年への繰越金
	2,247,140

(H22.9/16,500)

10 13
0200
（その２）

収　支　の　状　況

全団体必要

注意：収支がない団体にあっても、本表0200と表1600及び（その18）宣誓書は提出しなければならない。

１．収支の総括表

		14		16	77 十億	百万	千	88 円
(1) 収入総額（①+②）		0	1	0		11	965,954	
① （前年からの繰越額）		0	2	0			114,534	
② （本年の収入額＝A+B+C+D+E+F+G）		0	3	0		11	851,420	
(2) 支出総額 （表1400の合計額）		0	4	0		9	718,814	
(3) 翌年への繰越額 （(1)－(2)）		0	5	0		2	247,140	

※収支がない場合であっても、上欄にはすべて記入すること。

２．収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

				十億	百万	千	円
金額 A	0	6	0				0
員数	0	7	0				0

(2) 寄附

ア 寄附（イを除く。）の区分	行番			十億	百万	千	円	備考
(ｱ) 個人からの寄附	0	8	0		3	101,399		内訳を表0600へ記載すること。
〔うち特定寄附〕	0	9	0				0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	1	0	0		1	300,000		内訳を表0611へ記載すること。
(ｳ) 政治団体からの寄附	1	1	0			250,000		内訳を表0620へ記載すること。
小計 （ア）+（イ）+（ウ）	1	2	0		4	651,399		
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕	1	3	0				0	内訳を表070□へ記載すること。
イ 政党匿名寄附	1	4	0				0	内訳を表1000へ記載すること。
合計 B （ア＋イ）	1	5	0		4	651,399		

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。
※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

10 13
0450

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

14 16	交付金を供与した本部又は支部の名称 17 76	金額 77 88 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地 89 108	備考
	生活の党		7	200	000		東京都千代田区永田町2-12-8永田町SRﾋﾞﾙ3F	
	内訳）			200	000	26.01.10		
				200	000	26.02.10		
				200	000	26.03.10		
				200	000	26.04.10		
				200	000	26.05.09		
				200	000	26.06.10		
				200	000	26.07.10		
				200	000	26.08.08		
				200	000	26.09.10		
				200	000	26.10.10		
				200	000	26.11.10		
			5	000	000	26.11.25		
800	この頁の小計		7	200	000			
900	合計 F		7	200	000			

10			13
0	5	0	0

注意．預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
ただし、１件１０万円未満の収入については、「１件１０万円未満のもの」欄に合算して記載するだけでよい。

（その６）

（６）その他の収入

14		16	17 摘要 76	77 金額 88 十億	百万	千	円	収入年月日	備考
8	0	0	この頁の小計				0		
8	1	0	１件10万円未満のもの				21		
9	0	0	合計 G				21		

→※10万円未満のその他の収入については、合算してこの欄に記載すること。

10			13
0	6	0	0

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その7）　個　人

(7)寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人			
14	16	17 寄附者の氏名 76	77 金額 88 十億	百万	千	円	年月日	89 住所 108	職業	備考
		岡島　正徳		2,	421,	399／		市原市光風台2-207	会社役員	
		内訳）			500,	000	26.01.22			
					290,	000	26.02.24			
					200,	000	26.03.26			
					100,	000	26.12.26			
				1,	331,	399	26.12.28			
		岡本　良一			200,	000	26.12.04	市原市五井2379	会社役員	
		高澤　正樹			100,	000	26.12.12	市原市根田3-7-10	〃	
		根元　精一			50,	000	26.12.12	市原市萩作525-11	〃	
		小池　雄二郎			50,	000	26.12.12	市原市姉崎541	〃	
800		この頁の小計		2,	821,	399／				
810		その他の寄附			280,	000				
900		合計		3,	101,	399／				

※　年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※　数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

10 13
0	6	1	1

注意(1)本表は、政党（の支部）が使用するものである。
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

政党(支部)用

（その７）　**法人その他の団体**　（政治団体からの寄附は、次ページの表620へ記載すること。）

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）								寄附者の区分	法人その他の団体		
14		16	17 団体の名称 76	77 金額 88 十億	百万	千	円	年月日	89 主たる事務所の所在地 108	代表者の氏名	備考
			㈱日本視聴覚社		1	000	000	26.12.08	東京都杉並区西荻北3-30-3	半田　晴久	
			㈲八幡屋商店			50	000	26.12.02	市原市閏戸1307-20	中村　雅人	
			㈱有秋プラーザ			200	000	26.12.02	市原市有秋台東2-3	切替　敬郎	
			社団法人　市原市薬剤師会			50	000	26.12.04	市原市更科5-1-48	小野　昌一	
8	0	0	この頁の小計		1	300	000				
8	1	0	その他の寄附				0				
9	0	0	合計		1	300	000				

※　年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

※　数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

10			13
0	6	2	0

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その7）　政治団体

(7)寄附の内訳（政治団体）						寄附者の区分	政治団体		
14 16	17 寄附者の氏名 76	77 金額 88 十億	百万	千	円	年月日	89 住所 108	職業 代表者氏名	備考
	千葉県不動産政治連盟			50	000	26.01.07	千葉市中央区中央港1-17-3	八代 勝	
	千葉県歯科医師連盟市原支部 支部長 小宮敏彦			200	000	26.12.02	市原市牛久928-10　小宮歯科医院内	小宮敏彦	
800	この頁の小計			250	000				
810	その他の寄附				0				
900	合計			250	000				

※　年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※　数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

10 13

1	4	0	0

(その13)

注意 (1) 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細については別紙その14、その15及び表1500の注意書きを参照。)。

団体区分	個別に記載する金額		経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)	政治活動費内訳書(表1500)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	「コピー等により複写した領収書の写し」が必要	必要	必要	政治資金パーティーを開催した場合に必要
上記以外の政治団体(政党・政治資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出		不要 ※政治資金管理団体は必要		

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	14		16	77 金額 88	備考
1 経常経費	0	1	0	十億 百万 千 円	
(1) 人件費	0	1	0	3,732,039	
(2) 光熱水費	0	2	0	32,273	
(3) 備品・消耗品費	0	3	0	1,082,855	
(4) 事務所費	0	4	0	2,956,349	賃借 1,726,253／通信1,048,020／事務管理費182,076
小計 ((1)～(4))	8	0	0	7,803,516	
2 政治活動費	0	5	0	十億 百万 千 円	
(1) 組織活動費	0	5	0	77,554	うち本部・支部間の交付金 円
(2) 選挙関係費	0	6	0	0	うち本部・支部間の交付金 円
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※ 計	0	7	0	1,837,744	うち本部・支部間の交付金 円
(内訳) ア 機関紙誌の発行事業費	0	8	0	0	うち本部・支部間の交付金 円
(内訳) イ 宣伝事業費	0	9	0	1,837,744	うち本部・支部間の交付金 円
(内訳) ウ 政治資金パーティー開催事業費	1	0	0	0	うち本部・支部間の交付金 円
(内訳) エ その他の事業費	1	1	0	0	うち本部・支部間の交付金 円
(4) 調査研究費	1	2	0	0	うち本部・支部間の交付金 円
(5) 寄附・交付金	1	3	0	0	うち本部・支部間の交付金 円
(6) その他の経費	1	4	0	0	うち本部・支部間の交付金 円
小計 ((1)～(6))	8	0	1	1,915,298	本部・支部間の交付金合計 円
合計	9	0	0	9,718,814	

※本表070行には080行～110行（ア～エ）の合計を記入すること。

資金管理団体用
国会議員関係政治団体用

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14)

（２） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	光熱水費		
支出の目的 ※具体的に記入すること	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
電気料			11	209	26.12.25	東京電力	千葉市美浜区幸町1-21-19	
この頁の小計			11	209				
その他の支出			21	064				
合計			32	273				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

資金管理団体用
国会議員関係政治団体用

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14)

（２） 経常経費（人件費を除く。）の内訳						項目別区分	備品・消耗品費	
支出の目的 ※具体的に記入すること	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
コピー機消耗品代金			12	793	26.01.20	リコージャパン㈱	千葉県船橋市本郷町538	
ガソリン代金			38	341	26.01.25	(有)京葉興産	千葉県市原市青柳2-2-5	
ガソリン代金			38	022	26.02.22	(有)京葉興産	千葉県市原市青柳2-2-5	
ガソリン代金			28	766	26.03.25	(有)京葉興産	千葉県市原市青柳2-2-5	
ガソリン代金			15	606	26.04.14	(有)京葉興産	千葉県市原市青柳2-2-5	
コピー機消耗品代金			11	169	26.05.20	リコージャパン㈱	千葉県船橋市本郷町538	
ガソリン代金			22	828	26.05.22	(有)京葉興産	千葉県市原市青柳2-2-5	
ガソリン代金			26	211	26.06.25	(有)京葉興産	千葉県市原市青柳2-2-5	
ガソリン代金			34	923	26.07.24	(有)京葉興産	千葉県市原市青柳2-2-5	
コピー機消耗品代金			14	040	26.08.20	リコージャパン㈱	千葉県船橋市本郷町538	
ガソリン代金			~~23~~	~~667~~	26.08.27	(有)京葉興産	千葉県市原市青柳2-2-5	
			23	677				
この頁の小計			~~266~~	~~366~~				
その他の支出			266	376				
合計								

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

資金管理団体用
国会議員関係政治団体用

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14)

（２） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 ※具体的に記入すること	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
ガソリン代			26	020	26.09.25	(有)京葉興産	千葉県市原市青柳2-2-5	
ガソリン代			20	849	26.10.24	(有)京葉興産	千葉県市原市青柳2-2-5	
消耗品購入（ラベル用紙）			16	874	26.11.26	ケーズデンキ市原五井店	市原市更科4-1-1	
消耗品購入（両面テープ他）			10	278	26.12.01	ケーヨーデイツー姉崎店	市原市今津朝山315-1	
消耗品購入（コピー用紙他）			24	235	26.12.05	宝生堂 西口本店	市原市姉崎504-1	
備品購入（のぼり旗棒）			13	120	26.12.05	ジョイフル[illegible]市原店	市原市五所字神明1738-2	
備品購入（印鑑作成）			18	900	26.12.05	はんこ市場(有)総文堂	市原市五井4874-1	
備品購入（のぼり旗）			96	120	26.12.15	田代旗幕工業㈱	千葉市若葉区桜木4-19-33	
ガソリン代			35	252	26.12.19	(有)京葉興産	千葉県市原市青柳2-2-5	
燃料代			251	399	26.12.26	市原カーカレヂ㈱	千葉県市原市姉崎海岸27	
ガソリン代			121	629	26.12.28	(有)京葉興産	千葉県市原市青柳2-2-5	
この頁の小計			634	676				
その他の支出	181,803		~~165~~	~~813~~				
合計		1	082	855				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

資金管理団体用
国会議員関係政治団体用

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14)

（２） 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費（賃借料）		
支出の目的 ※具体的に記入すること	金額 百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
リース料金		31	290	26.01.20	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
リース料金		31	080	26.02.04	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
リース料金		31	290	26.03.20	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
家賃		55	714	26.03.27	第一物産㈱	千葉市緑区誉田町2-20	
リース料金		31	296	26.04.21	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
リース料金		31	080	26.05.07	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
リース料金		31	080	26.06.04	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
リース料金		31	080	26.07.04	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
リース料金		31	080	26.08.04	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
リース料金		36	652	26.09.04	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
リース料金		38	361	26.11.04	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
この頁の小計		380	003				
その他の支出							
合計							

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

資金管理団体用
国会議員関係政治団体用

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14)

（２） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費（賃借料）	
支出の目的 ※具体的に記入すること	金額 百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
駐車場代金		50	000	26.11.29	永嶋 幸男	市原市五井中央西1-33-3	
事務所一時使用料		150	000	26.12.01	第一物産㈱	千葉市緑区誉田町2-20	
事務所賃料		50	000	26.12.20	川口 雅康	市原市姉崎434	
事務所家賃		600	000	26.12.26	市原カーカレヂ㈱	千葉県市原市姉崎海岸27	
宣伝カー リース代		240	000	26.12.26	市原カーカレヂ㈱	千葉県市原市姉崎海岸27	
軽トラ リース代		240	000	26.12.26	市原カーカレヂ㈱	千葉県市原市姉崎海岸27	
この頁の小計	1	330	000				
その他の支出		16	250				
合計	1	726	253				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

資金管理団体用
国会議員関係政治団体用

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14)

（２） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費（通信費）		
支出の目的 ※具体的に記入すること	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
電話料金			16	763	26.01.27	ＮＴＴファイナンス㈱	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料金			16	463	26.02.25	ＮＴＴファイナンス㈱	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料金			15	633	26.03.25	ＮＴＴファイナンス㈱	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料金			26	643	26.04.22	ソフトバンクテレコム㈱	東京都港区東新橋1-9-1	
電話料金			16	928	26.04.25	ＮＴＴファイナンス㈱	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料金			17	741	26.05.26	ＮＴＴファイナンス㈱	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料金			14	869	26.06.09	ソフトバンクテレコム㈱	東京都港区東新橋1-9-1	
電話料金			16	139	26.06.25	ＮＴＴファイナンス㈱	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料金			31	705	26.08.25	ＮＴＴファイナンス㈱	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料金			20	745	26.09.25	ＮＴＴファイナンス㈱	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料金			22	500	26.10.27	ＮＴＴファイナンス㈱	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料金			21	092	26.11.25	ＮＴＴファイナンス㈱	東京都港区芝浦1-2-1	
この頁の小計			237	221				
その他の支出								
合計								

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

資金管理団体用
国会議員関係政治団体用

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14)

（２） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費（通信費）		
支出の目的 ※具体的に記入すること	金額 千億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
葉書購入代金			260	000	26.11.26	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
葉書購入代金			312	000	26.11.26	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
葉書購入代金			52	000	26.11.26	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
電話料金			19	494	26.12.25	ＮＴＴファイナンス㈱	東京都港区芝浦1-2-1	
この頁の小計			643	494				
その他の支出			167	305				
合計		1	048	020				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

資金管理団体用
国会議員関係政治団体用

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14)

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳						項目別区分	事務所費（事務管理費）	
支出の目的 ※具体的に記入すること	金額				年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
		百万	千	円				
収支報告監査費用			105	000	26.02.26	木村総合法律事務所	千葉市中央区中央4-16-1-5F	
事務所移転に伴う電話撤去工事代金			49	350	26.03.26	宮川電気通信工業㈱	千葉市中央区院内1-2-1	
ＣＡＴＶ工事代金			25	920	26.12.18	㈱いちはらコミュニティ・ネットワーク・テレビ	市原市五井中央東2-23-18	
この頁の小計			180	270				
その他の支出			1	806				
合計			182	076				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表１５００へ記載すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（例）組織活動費（大会費）　〃（行事費）　〃（組織対策費）　〃（交際費）　〃（渉外費）
選挙関係費（公認推薦料）　〃（陣中見舞）　〃（選挙対策費）
機関紙誌の発行事業費（印刷費）　〃（原稿料）　〃（発送費）　〃（人件費）
宣伝事業費（ビラ等作成費）　〃（新聞等広告料）　〃（宣伝用自動車の購入・維持費）　〃（遊説費）
その他の事業費（講演会開催費）　〃（バザー開催費）　調査研究費（研修会費）　〃（書籍購入費）
寄附・交付金（寄附金）　〃（支部交付金）　〃（賛助金）　その他の経費（借入金返済）　〃（貸付金）

（その15）

→ ※上記例を参照の上、項目を記載すること。例：組織活動費（大会費）

（２） 政治活動費の内訳

項目別区分　組織活動費（大会費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
缶・ペットボトル飲料代金			11	664	26.12.01	（有）ホームマート　川口商店	市原市姉崎434	
缶・ペットボトル飲料代金			10	584	26.12.06	㈱千葉薬品　ヤックスドラック姉崎店	市原市姉崎2101	
この頁の小計			22	248				
その他の支出			55	306				
合計			77	554				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表１５００へ記載すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（例）組織活動費（大　会　費）　選挙関係費（公認推薦料）　機関紙誌の発行事業費（印刷費）　宣伝事業費（ビラ等作成費）　その他の事業費（講演会開催費）　寄附・交付金（寄附金）
〃　（行　事　費）　〃　（陣中見舞）　〃　（原稿料）　〃　（新聞等広告料）　〃　（バザー開催費）　〃　（支部交付金）
〃　（組織対策費）　〃　（選挙対策費）　〃　（発送費）　〃　（宣伝用自動車の購入・維持費）　調査研究費（研修会費）　〃　（賛助金）
〃　（交　際　費）　〃　（人件費）　〃　（遊　説　費）　〃　（書籍購入費）　その他の経費（借入金返済）
〃　（渉　外　費）　〃　（貸付金）

（その15）

→ ※上記例を参照の上、項目を記載すること。例：組織活動費（大会費）

（２）　政治活動費の内訳

項目別区分　宣　伝　事　業　費　（宣伝広告費　　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
						毎日新聞		
折込代			13	986	26.12.01	辰巳販売所	市原市辰巳台西1-5-6	
折込代			11	988	26.12.09	読売センター　辰巳	市原市辰巳台西1-5-5	
折込代			79	358	26.12.15	㈱弘報社印刷	千葉市緑区古市場町474-268千葉印刷団地内	
印刷代		1	703	376	26.12.17	㈱弘報社印刷	千葉市緑区古市場町474-268千葉印刷団地内	
事務所看板代金			29	036	26.12.15	㈱三報社	千葉市若葉区小倉町1288-3	
この頁の小計		1	837	744				
その他の支出								
合　計		1	837	744				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

(その17)

資　産　等　の　状　況

全団体必要

1　資産等の総括表

資産等の有無							
資産等の項目別区分	14		16	有 ※注(3)参照 88	無	備考	
ア　土地	0	1	0	□	☑		
イ　建物	0	2	0	□	☑		
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	0	3	0	□	☑		
エ　取得の価額が100万円を超える動産	0	4	0	□	☑		
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	0	5	0	□	☑		
カ　金銭信託	0	6	0	□	☑		
キ　有価証券	0	7	0	□	☑		
ク　出資による権利	0	8	0	□	☑		
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	0	9	0	□	☑		
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	1	0	0	□	☑		
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	1	1	0	□	☑		
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	1	2	0	□	☑		

注意(1)すべての団体が提出するものであること。
(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。
(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その20)

全団体必要

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

☑領収書等の写し

☑政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

※添付した書類の「□」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 27 年 2 月 23 日

政治団体の名称 [illegible]

会計責任者の氏名 [illegible] ㊞

（以下は解散届提出時のみ記入）

（代表者の氏名 ㊞）

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

平成２７年２月１９日

生活の党と山本太郎となかまたち　千葉県第３区総支部
代表　岡　島　一　正　殿

登録政治資金監査人　木村龍次
登　録　番　号　第３３９８号
研　修　修　了　日　平成２２年２月１５日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第１項の規定に基づき、生活の党と山本太郎となかまたち千葉県第３区総支部の平成26年に係る法第12条第１項に規定する収支報告書の全ての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、第19条の13第２項の定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成または徴収した収支報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアル基づき政治資金監査を行ったことを報告することにある。

（４）この政治資金監査は、生活の党と山本太郎となかまたち千葉県第３区総支部の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）　法第19条の13第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書に係る支出目的書及び振込明細書が保存されていた。

（２）　法第19条の13第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員政治団体の会計責任者が当該帳簿を備えていた。

（3） 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書に係る支出目的書及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4） 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込み明細書に係る支出目的書は会計帳簿に基づいて記載されていた。また、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、存在しなかった。

3 業務制限

生活の党と山本太郎となかまたち千葉県第3区総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、生活の党と山本太郎となかまたち千葉県第3区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上